

【表紙】

|                     |                                  |              |
|---------------------|----------------------------------|--------------|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書                          |              |
| 【提出先】               | 関東財務局長                           |              |
| 【提出日】               | 2024年8月28日                       |              |
| 【会社名】               | 株式会社ジャノメ                         |              |
| 【英訳名】               | JANOME Corporation               |              |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 齋藤 真                     |              |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都八王子市狭間町1463番地                 |              |
| 【電話番号】              | 042(661)3071                     |              |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役専務執行役員 管理本部長 土井 仁             |              |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都八王子市狭間町1463番地                 |              |
| 【電話番号】              | 042(661)3071                     |              |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役専務執行役員 管理本部長 土井 仁             |              |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式                               |              |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当                      | 195,963,000円 |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。                      |              |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |              |

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

| 種類   | 発行数      | 内容  |
|------|----------|---|
| 普通株式 | 236,100株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。<br>なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1. 2024年8月28日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

| 区分          | 発行数      | 発行価額の総額(円)  | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当        | -        | -           | -           |
| その他の者に対する割当 | 236,100株 | 195,963,000 | -           |
| 一般募集        | -        | -           | -           |
| 計(総発行株式)    | 236,100株 | 195,963,000 | -           |

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間       | 申込証拠金(円) | 払込期日       |
|---------|----------|--------|------------|----------|------------|
| 830     | -        | 100株   | 2024年9月13日 | -        | 2024年9月13日 |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の株式総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当ては行われないこととなります。
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の株式総数引受契約を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

## (3) 【申込取扱場所】

| 店名           | 所在地              |
|--------------|------------------|
| 株式会社ジャノメ 総務部 | 東京都八王子市狭間町1463番地 |

## (4) 【払込取扱場所】

| 店名              | 所在地                              |
|-----------------|----------------------------------|
| 株式会社りそな銀行 東京営業部 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号<br>JP TOWER18階 |

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円)  | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)  |
|-------------|--------------|-------------|
| 195,963,000 | -            | 195,963,000 |

(注) 1. 発行諸費用は発生いたしません。

2. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

## (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金195,963,000円については、払込期日以降順次、全額を運転資金に充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要

|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 名称             | 株式会社日本カストディ銀行(信託口)   |  |
| 本店の所在地         | 東京都中央区晴海一丁目8番12号   |  |
| 代表者の役職及び氏名     | 代表取締役社長 土屋 正裕  |  |
| 資本金            | 51,000百万円  |  |
| 事業の内容          | 有価証券管理業務、資産管理に係る信託業務及び銀行業務、日本版マスタートラストに関する業務   |  |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 33.3%<br>株式会社みずほフィナンシャルグループ 27.0%<br>株式会社りそな銀行 16.7%<br>第一生命保険株式会社 8.0%<br>朝日生命保険相互会社 5.0%<br>明治安田生命保険相互会社 4.5%<br>株式会社かんぽ生命保険 3.5%<br>富国生命保険相互会社 2.0% |  |

##### b 提出者と割当予定先との間の関係

|          |             |
|----------|-------------|
| 出資関係     | 該当事項はありません。 |
| 人事関係     | 該当事項はありません。 |
| 資金関係     | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引関係 | 該当事項はありません。 |

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2024年8月28日現在のものです。

業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の内容

当社は、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者とする役員向け株式給付信託契約(以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定された信託を「本信託」といいます。)を締結します。また、株式会社りそな銀行は、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として、本信託に属する信託財産を再信託します。割当予定先である株式会社日本カストディ銀行(信託口)(以下、「信託口」といいます。)は、当該再信託に係る契約によって設定される信託です。

#### 1. 本制度

##### (1) 本制度の概要

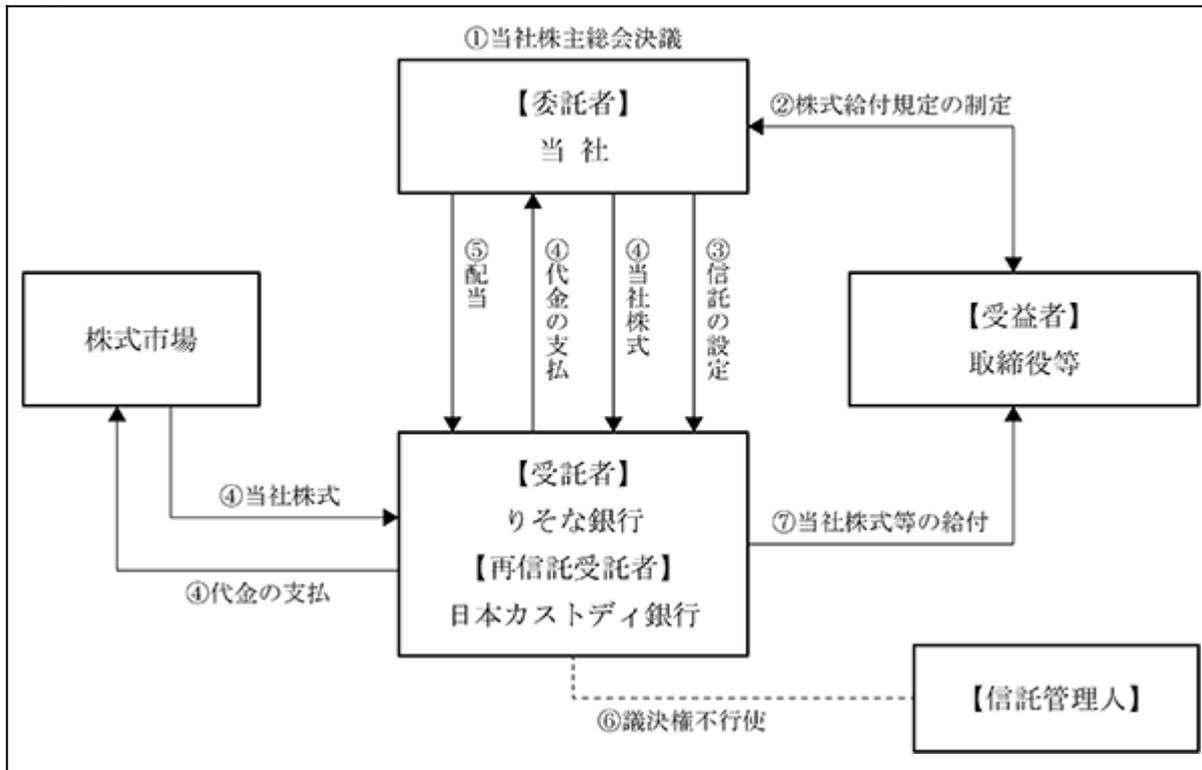
本制度は、当社の取締役(社外取締役、監査等委員である取締役を除きます。)、執行役員及びフェロー(国内非居住者を除きます。以下、「取締役等」といい、断りのない限り同様とします。)の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する本信託が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規定(以下、「株式給付規定」といいます。)に基づいて、取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)を、本信託を通じて、取締役等に給付する株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として、取締役等の退任時とします。

当社は、株式給付規定に基づき取締役等に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託口に金銭を信託します。信託口は、株式給付規定に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当により取得します。第三者割当については、株式会社日本カストディ銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される株式総数引受契約に基づいて行われます。

本信託内の当社株式に係る議決権行使については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。

## (2) 本制度の仕組み



当社は、本総会において、本制度の導入に係る取締役等の報酬の承認決議を得ます。

当社は、取締役会において、本制度に基づく当社株式等の給付に係る株式給付規定を制定します。

当社は、上記の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託(本信託)を設定します。なお、上記の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。

本信託は、上記で信託された金銭を原資として、当社株式を当社(自己株式の処分)または株式市場から取得します。

本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。

本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。

取締役等に対しては、信託期間中、上記の株式給付規定に基づき、役位及び業績達成度に応じてポイントが付与され、退任時等の株式給付規定に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与された累積ポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

## 〔本信託の概要〕

名称 : 役員向け株式給付信託  
委託者 : 当社  
受託者 : 株式会社りそな銀行  
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。  
受益者 : 取締役等のうち、株式給付規定に定める受益者要件を満たす者  
信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者  
信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)  
本信託契約の締結日 : 2024年9月13日(予定)  
金銭を信託する日 : 2024年9月13日(予定)  
信託の期間 : 2024年9月13日(予定)から本信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。)

## c 割当予定先の選定理由

当社は、本制度の導入にあたり、円滑な導入支援や導入後の事務体制、過去の実績、事務コスト等を、他社との比較等も含めて総合的に勘案した結果、株式会社りそな銀行より提案のありました本制度を導入することとしました。

また、当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を行ってまいりましたが、本信託を導入するにあたり金庫株の有効活用のため、自己株式の割り当てを行うことといたしました。

なお、これらの経緯を踏まえ、「業績連動型株式報酬制度の内容」に記載しましたとおり、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者として本信託契約を締結した上で、株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として再信託いたしますので、信託口を割当予定先として選定いたしました。

## d 割り当てようとする株式の数

236,100株

## e 株券等の保有方針

割当予定先である信託口は、本自己株式処分により取得する当社株式を、本信託契約に基づき、信託期間内において株式給付規定に基づき当社株式を受益者に給付するために保有するものです。

## f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社から本信託へ信託する当初信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、本信託契約により確認を行っております。

## g 割当予定先の実態

割当予定先である信託口は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人または受益者代理人の指図に従います。

本信託の信託管理人には、当社と利害関係を有しない第三者が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。また、本信託内の当社株式に係る議決権は、信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

なお、割当予定先及びその原信託受託者である株式会社りそな銀行(以下、「割当予定先等」といいます。)が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先等が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先等のホームページ及びディスクロージャー誌等の公開情報に基づく調査を行い、その取組に問題がないことを確認いたしました。これにより、割当予定先が特定団体等には該当せず、かつ特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日(以下、「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日(2024年8月27日)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社株式の終値である830円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していること及び本取締役会決議日の直前1カ月間(2024年7月28日から2024年8月27日)の終値の平均値である724円(円未満切捨て)からの乖離率は14.64%(小数点以下第3位を四捨五入)、同直前3カ月間(2024年5月28日から2024年8月27日)の終値の平均値である698円(円未満切捨て)からの乖離率は18.91%(小数点以下第3位を四捨五入)、同直前6カ月間(2024年2月28日から2024年8月27日)の終値の平均値である688円(円未満切捨て)からの乖離率は20.64%(小数点以下第3位を四捨五入)となっていることから、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会(4名にて構成。うち3名は社外取締役)が、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断は適正である旨の意見を表明しております。

### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、本制度の導入に際し当社が制定する株式給付規定に基づき、4事業年度中に付与すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、2024年3月31日現在の発行済株式総数19,521,444株に対し、1.21%(2024年3月31日現在の総議決権個数183,075個に対する割合1.29%。いずれも小数点以下第3位を四捨五入。)となります。当社としましては、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称  | 住所  | 所有株式数<br>(株) | 総議決権数に<br>対する所有議<br>決権数の割合 | 割当後の<br>所有株式数<br>(株) | 割当後の総議<br>決権数に対す<br>る所有議決権<br>数の割合 |
|---|---|--------------|----------------------------|----------------------|------------------------------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)  | 東京都港区赤坂1-8-1  | 2,245,500    | 12.27                      | 2,245,500            | 12.11                              |
| 大栄不動産(株)  | 東京都中央区日本橋室町1-1-8  | 1,537,411    | 8.40                       | 1,537,411            | 8.29                               |
| (株)日本カストディ銀行(信託口)   | 東京都中央区晴海1-8-12  | 550,200      | 3.01                       | 786,300              | 4.24                               |
| (株)りそな銀行  | 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1   | 758,708      | 4.14                       | 758,708              | 4.09                               |
| ジャノメ協力会持株会  | 東京都八王子市狭間町1463  | 362,000      | 1.98                       | 362,000              | 1.95                               |
| (株)埼玉りそな銀行  | 埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1  | 343,200      | 1.87                       | 343,200              | 1.85                               |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)          | PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US<br>(東京都新宿区新宿6-27-30) | 291,800      | 1.59                       | 291,800              | 1.57                               |
| STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OMO2(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部) | P.O. BOX 1631 BOSTON, MASSACHUSETTS 02105-1631, USA<br>(東京都中央区日本橋3-11-1)                | 222,000      | 1.21                       | 222,000              | 1.20                               |
| INTERACTIVE BROKERS LLC(常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)                | ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONN CT 06830 USA<br>(東京都千代田区霞が関3-2-5)                    | 221,700      | 1.21                       | 221,700              | 1.20                               |
| ジャノメ従業員持株会  | 東京都八王子市狭間町1463  | 212,734      | 1.16                       | 212,734              | 1.15                               |
| 計   | -   | 6,745,253    | 36.84                      | 6,981,353            | 37.65                              |

(注) 1. 2024年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 上記のほか自己株式1,186,639株(2024年3月31日現在)は、割当後950,539株となります。

3. 所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入して表記しております。

4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の議決権数を、2024年3月31日現在の総議決権数(183,075個)に本自己株式処分により増加する議決権数(2,361個)を加えた数で除した数値です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の第98期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年8月28日)までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2024年8月28日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の第98期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年8月28日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(2024年6月25日提出の臨時報告書)

#### 1【提出理由】

当社は、2024年6月21日開催の当社第98回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2【報告内容】

##### (1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月21日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円

配当総額458,370,125円

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月24日

###### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として、齋藤真、大島毅之、高安俊也、土井仁、川口一志、中島文明、杉野翔子及び田中恭代を選任する。

###### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として先槻光弘、嶋田両児、住田守及び倉橋希美を選任する。

###### 第4号議案 当社の取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除きます。)及び執行役員及びフェローを対象とした新たな業績連動型株式報酬制度を導入する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成数(個)  | 反対数(個) | 棄権数(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成(反対)割合(%) |
|-------|---------|--------|--------|------|--------------------|
| 第1号議案 | 116,140 | 824    | 0      | (注)1 | 可決 97.20(%)        |
| 第2号議案 |         |        |        | (注)2 |                    |
| 齋藤 真  | 115,822 | 1,146  | 0      |      | 可決 96.93(%)        |
| 大島 毅之 | 115,904 | 1,064  | 0      |      | 可決 97.00(%)        |
| 高安 俊也 | 115,871 | 1,097  | 0      |      | 可決 96.97(%)        |
| 土井 仁  | 115,864 | 1,104  | 0      |      | 可決 96.97(%)        |
| 川口 一志 | 116,027 | 941    | 0      |      | 可決 97.10(%)        |
| 中島 文明 | 115,852 | 1,116  | 0      |      | 可決 96.96(%)        |
| 杉野 翔子 | 115,661 | 1,307  | 0      |      | 可決 96.80(%)        |
| 田中 恭代 | 115,449 | 1,519  | 0      |      | 可決 96.62(%)        |
| 第3号議案 |         |        |        | (注)2 |                    |
| 先槻 光弘 | 115,757 | 1,211  | 0      |      | 可決 96.88(%)        |
| 嶋田 両児 | 115,856 | 1,112  | 0      |      | 可決 96.96(%)        |
| 住田 守  | 75,900  | 41,068 | 0      |      | 可決 63.52(%)        |
| 倉橋 希美 | 115,534 | 1,434  | 0      |      | 可決 96.69(%)        |
| 第4号議案 | 109,234 | 7,734  | 0      | (注)1 | 可決 91.42(%)        |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会開催日の前日までの事前行使分と、本株主総会に出席した株主が行使した議決権のうち、当社において賛否の確認が出来た賛成数(委任状による議決権行使を含む。)を合計した結果、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したためであります。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                |                             |                         |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第98期) | 自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日 | 2024年6月24日<br>関東財務局長に提出 |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年 6月21日

株式会社ジャノメ  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

### 東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡 辺 力 夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 有 賀 美 保 子

#### < 連結財務諸表監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャノメの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャノメ及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 株式会社ジャノメの産業用ロボット、サーボプレス事業の固定資産の減損   |  |
|---|--|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由  | 監査上の対応   |
| <p>産業機器事業において、部品調達難は期中には解消され、生産体制も正常化している。会社は原材料価格の高止まりを受け、価格転嫁による利益率の改善に努めたほか、国内外に販売・サービス拠点を開設するなど、ネットワーク強化を図ったものの、中国の経済減速などの影響から生産現場の投資を控える動きが目立ち、営業損失が継続している。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、有形固定資産93百万円、無形固定資産31百万円に係る資産グループについて、事業環境の改善が遅れ、減損の兆候があると判断したが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループの使用及び最終的な処分から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識していない。資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された翌期の事業計画と、2年目以降の将来予測額に基づいている。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、過去の実績データ、統計や将来の市場データ、業界の動向等を織り込んだ売上予測である。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける上記の主要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p> | <p>当監査法人は、産業用ロボット、サーボプレス事業の有形及び無形固定資産の減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについて、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来キャッシュ・フローの見積期間について、対象となる資産グループの主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。</li> <li>・将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された翌期の事業計画との整合性を検討した。</li> <li>・経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における事業計画とその後の実績を比較した。</li> <li>・翌期の事業計画及び2年目以降の将来予測額の基礎となる主要な仮定である売上予測については、経営者と協議し、過去実績の趨勢分析の結果や、業界動向のデータとの整合性を検討した。</li> </ul> |

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジャノメの2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ジャノメが2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月21日

株式会社ジャノメ  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

#### 東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡 辺 力 夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 有 賀 美 保 子

#### < 財務諸表監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャノメの2023年4月1日から2024年3月31日までの第98期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャノメの2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

##### 産業用ロボット、サーボプレス事業の固定資産の減損

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（株式会社ジャノメの産業用ロボット、サーボプレス事業の固定資産の減損）と同一内容であるため、記載を省略している。

##### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。